

○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十一条（略）</p> <p>2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>第二十三条又は第二十四条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者</u></p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p><u>第二十一条の三 営業者は、次の各号に掲げる場合には、当該食品、添加物、器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣又は都道府県知事に報告するとともに、当該危害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な処置をとらなければならない。ただし、当該食品、添加物、器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u></p> <p><u>一 その販売した食品又は添加物が、第四条各号に掲げる食品又は添加物に該当</u></p>	<p>第二十一条（略）</p> <p>2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>第二十二条から第二十四条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者</u></p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>

することを知つたとき。

二 その食品として販売した物が、第四条の二の規定により食品として販売することを禁止された物に該当することを知つたとき。

三 その食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、加工し、使用し、若しくは調理した獣畜の肉、骨、乳、臓器若しくは血液又は家きんの肉、骨若しくは臓器（以下この号において「獣畜及び家きんの肉等」という。）が、第五条第一項の規定により販売等が禁止された獣畜及び家きんの肉等に該当することを知つたとき。

四 その販売した添加物又はこれを含む製剤若しくは食品が、第六条の規定により販売が禁止された添加物又はこれを含む製剤若しくは食品に該当することを知つたとき。

五 その販売した食品又は添加物が、第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法による食品若しくは添加物又は同項の規定により定められた規格に合わない食品若しくは添加物に該当することを知つたとき。

六 その販売し、又は営業上使用した器具又は容器包装が、第九条に規定する器具又は容器包装に該当することを知つたとき。

七 その販売し、又は営業上使用した器具又は容器包装が、第十条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装に該当することを知つたとき。

八 その使用した原材料が、第十条第一項の規定により定められた規格に合わない原材料に該当することを知つたとき。

九 その製造した器具又は容器包装が、第十条第一項の規定により定められた基準に合わない方法による器具又は容器包装に該当することを知つたとき。

十 食品、添加物、器具又は容器包装に関して行つた表示又は広告が、第十二条の規定により禁止された表示又は広告に該当することを知つたとき。

第二十二條 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第四条、第五条、第六条、第七条第二項、第九条、第十条第二項又は第十二条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該官吏吏員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、その食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因する食品衛生上の危害を受けるおそれのある者に対し当該危害の発生を防止するために必要な情報を提供させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

第二十二條の二 営業者は、その販売し、又は営業上使用した食品、添加物、器具又は容器包装に起因する人の生命又は身体に重大な影響を及ぼす食品衛生上の危害が発生する急迫した危険があることを知つたとき（第二十一条の三各号に掲げる場合を除く。）は、当該危害の発生を防止するため、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣又は都道府県知事に報告するとともに、当該危害を受けるおそれのあ

第二十二條 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第四条、第五条、第六条、第七条第二項、第九条、第十条第二項又は第十二条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該官吏吏員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

る者に対し必要な情報を提供することその他の必要な処置をとらなければならない。

第二十二條の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、食品、添加物、器具又は容器包装に起因する人の生命又は身体に重大な影響を及ぼす食品衛生上の危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、又は営業上使用した者に対し、その販売し、又は営業上使用した食品、添加物、器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害を受けるおそれのある者に対し当該危害の発生を防止するために必要な情報を提供すること、その販売した食品、添加物、器具又は容器包装の回収を図ることその他当該危害の拡大を防止するために必要な応急の処置をとることを命ずることができる。

第二十九條 1・2 (略)

3 第八条から第十条まで、第十四条第一項、第十七条から第十九条まで、第二十条及び第二十一条の三から第二十四条までの規定は、営業以外の場合で寄宿舍、学校、病院等の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

第二十九條の五 第十四条第一項（第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）、第十七條第一項（第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を

第二十九條 1・2 (略)

3 第八条から第十条まで、第十四条第一項、第十七条から第十九条まで、第二十条及び第二十二條から第二十四条までの規定は、営業以外の場合で寄宿舍、学校、病院等の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

第二十九條の五 第十四条第一項（第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）、第十七條第一項（第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第十九条第二項（第二十条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業）であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視又は指導に係る部分を除くものとし、第二十九條第一項及び第三項において準用する

含む。以下同じ。)、第十九条第二項(第二十条に規定する営業(飲食店営業その他販売の営業)であつて、政令で定めるものに限る。)の許可に付随する監視又は指導に係る部分を除くものとし、第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十一条の三から第二十二条の三まで(これらの規定を第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十七条(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二十八条第一項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 第十七条第一項、第十九条第二項、第二十一条の三から第二十二条の三まで、第二十七条第一項及び第二項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)並びに第二十八条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第三十条 第四条(第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第六条(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は第四条の二の規定による禁止に違反した者は、これを三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三十条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

場合を含む。以下同じ。)、第二十二条(第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十七条(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二十八条第一項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 第十七条第一項、第十九条第二項、第二十二条、第二十七条第一項及び第二項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)並びに第二十八条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第三十条 第四条(第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第六条(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は第四条の二の規定による禁止に違反した者は、これを三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三十条の二 第七条第二項(第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第九条(第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)又は第二十一条第一項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第九条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）  
又は第二十一条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十二条又は第二十二条の三（これらの規定を第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事（第二十九条の二の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者

三 第二十三条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）  
若しくは第二十四条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による処分に違反して営業を行つた者又は第二十四条の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事（第二十九条の二の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者

2 （略）

第三十条の三 第十九条の十三の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

2 （略）

第三十条の三 第十九条の十三の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第二十二条若しくは第二十四条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事（第二十九条の二の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（同項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第二十三条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条

(削る)

—

—

—

—

—

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による当該官吏吏員の臨検検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第十七条第一項、第二十一条の三又は第二十二条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条又は第十九条の十七第六項（それぞれ第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十二条の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一\_四 （略）

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、

の規定による処分に違反して営業を行つた者

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による当該官吏吏員の臨検検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条又は第十九条の十七第六項（それぞれ第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十二条の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一\_四 （略）

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十条、第三十条の二、第三十一条又は第三十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

<p>その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。</p> <p><u>一 第三十条又は第三十条の二（第二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑</u></p> <p><u>二 第三十条の二（第二号に係る部分を除く。）、第三十一条又は第三十二条 各本条の罰金刑</u></p>	
---	--

○ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>第二十一条の十一の二 検定対象機械器具等の販売を業とする者又は検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者は、その販売した検定対象機械器具等又はその設置、変更若しくは修理の請負に係る工事に使用した検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具若しくは設備が第二十一条の二第二項に規定する技術上の規格に適合しないことを知つたときは、これにより火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために支障が生じないように必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p>第二十一条の十二 総務大臣は、第二十一条の九第一項（<u>第二十一条の十一第三項又は第四項</u>において準用する場合を含む）</p>	<p>第二十一条の十二 総務大臣は、第二十一条の九第一項（前条第三項又は第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による表示が付けられている検定対象機械器具等で第二十</p>

む。以下この条において同じ。)の規定による表示が付されている検定対象機械器具等で第二十一条の十(第二十一条の十一第三項又は第四項において準用する場合を含む。)の規定によりその個別検定の合格の効力が失われたもの又は消防の用に供する機械器具等で第二十一条の九第一項の規定によらないで同項の表示が付されているもの若しくは同項の表示と紛らわしい表示が付されているものうち、消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者又は消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者(以下「販売業者等」という。)の事務所、事業所又は倉庫にあるものについて、その職員に当該表示を除去させ、又はこれに消印を付させることができる。

第二十一条の十六の四の二 第二十一条の十一の二の規定は、自主表示対象機械器具等の販売を業とする者又は自主表示対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者について準用する。この場合において、同条中「第二十一条の二第二項」とあるのは、「第二十一条の十六の三第一項」と読み替えるものとする。

一条の十(前条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)の規定によりその個別検定の合格の効力が失われたもの又は消防の用に供する機械器具等で第二十一条の九第一項の規定によらないで同項の表示が付されているもの若しくは同項の表示と紛らわしい表示が付されているものうち、消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者又は消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者(以下「販売業者等」という。)の事務所、事業所又は倉庫にあるものについて、その職員に当該表示を除去させ、又はこれに消印を付させることができる。

○ 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
第十三条の二 (略)	第十三条の二 (略)

2 毒物劇物営業者は、その販売し、又は授与した前項に規定する毒物又は劇物について、同項の基準に適合しないことを知つたときは、これによる保健衛生上の危害の発生を防止するため、当該危害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第十三条、第十三条の二第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者

四\_六 (略)

(罰則)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第十三条、第十三条の二又は第十五条第一項の規定に違反した者

四\_六 (略)

○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p><u>(災害防止措置等)</u></p> <p><u>第四十九条の二 二十四の二 第四十九条の二十一</u>第一項の承認を受けた登録容器等製造業者は、その製造した当該承認に係る型式の容器又は附属品が、<u>第四十四条第四項又は第四十九条の二第四項の規格に適合しないことを知つた場合において、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれ</u>があるときは、当該</p>	

災害の発生を防止するため、直ちに、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に報告するとともに、当該災害により被害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な措置をとらなければならない。

(災害防止命令)

第四十九条の三十 経済産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品（第四十九条の二十四第一項 ただし書の適用を受けて製造したものを除く。）であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合し ないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に対し、その製造した容器又はその製造した附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害により被害を受けるおそれのある者に対し当該災害の発生を防止するために必要な情報を提供すること、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等)

(災害防止命令)

第四十九条の三十 経済産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品（第四十九条の二十四第一項 ただし書の適用を受けて製造したものを除く。）であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合し ないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に対し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等)

第四十九条の三十三 (略)

2 第四十九条の二十一第二項及び第三

第四十九条の三十三 (略)

2 第四十九条の二十一第二項及び第三項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十八の規定は前項の承認に、第四十九条の二十四、第四十九条の二十五、第四十九条の二十六及び第四十九条の三十の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第四十九条の二十二第二号中「第四十九条の五第一項」とあるのは「第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の容器又は附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十五第一項及び第二項中「登録容器製造業者」とあるのは「外国登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは「当該承認に係る型式の容器であつて本邦に輸出されるもの」と、同条第三項中「登録附属品製造業者」とあるのは「外国登録附属品製造業者」と、「当該承認に係る型式の附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十六中「容器又は附属品」とあるのは「本邦に輸出される容器又は附属品」と、「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出される容器又は附属品に」と、第四十九条の三十中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十九条の三十四の二 第四十九条の二十四の二の規定は、第四十九条の三十三第一項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が製造した当該承認に係る型式の容器又は附属品を輸入した者に準

項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十八の規定は前項の承認に、第四十九条の二十四から第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第四十九条の二十二第二号中「第四十九条の五第一項」とあるのは「第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の容器又は附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十五第一項及び第二項中「登録容器製造業者」とあるのは「外国登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは「当該承認に係る型式の容器であつて本邦に輸出されるもの」と、同条第三項中「登録附属品製造業者」とあるのは「外国登録附属品製造業者」と、「当該承認に係る型式の附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十六中「容器又は附属品」とあるのは「本邦に輸出される容器又は附属品」と、「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出される容器又は附属品に」と、第四十九条の三十中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

用する。この場合において、第四十九条の二十四の二中「製造した」とあるのは、「輸入した」と読み替えるものとする。

(災害防止命令)

第四十九条の三十五 経済産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の三十三第一項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が同項の承認に係る容器又は附属品（同条第二項において 準用する第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造したものを除く。）であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を輸入した者に対し、その輸入した容器又はその輸入した附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害により被害を受けるおそれのある者に対し当該災害の発生を防止するために必要な情報を提供すること、その輸入した当該容器又は当該附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一\_四の四 (略)

四の四の二 第四十九条の二十四の二  
(第四十九条の三十四の二において準用

(災害防止命令)

第四十九条の三十五 経済産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の三十三第一項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が同項の承認に係る容器又は附属品（同条第二項において 準用する第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造したものを除く。）であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を輸入した者に対し、その輸入した当該容器又は当該附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一\_四の四 (略)

四の五\_五 (略)

六 第六十一条第一項又は第六十三条第

<p>する場合を含む。)、<u>第六十一条第一項又は第六十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p> <p>四の五_五 (略)</p> <p>六 <u>削除</u></p> <p>七 (略)</p>	<p><u>二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p> <p>七 (略)</p>
--	--

○ 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(立入検査等)</p> <p>第六十九条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若しくは国内管理人又は第七十七条の五第四項の委託を受けた者（以下この項において「製造業者等」という。）が、第十三条第二項若しくは第十三条の二第二項（これらの規定を第十八条第二項（第二十三条において準用する場合を含む。）及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第十五条から第十七条まで若しくは第十九条（これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の五、第二十条の二、第二十一条（第二十三条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項若しくは第三項、第五十八条、第七十七条の三第一項、第七十七条の四第一項、<u>第七十七条の四の二から第七十七条の四の五</u>まで若しくは第七十七条の五第一項若しくは第三項から第六項までの規定又</p>	<p>(立入検査等)</p> <p>第六十九条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若しくは国内管理人又は第七十七条の五第四項の委託を受けた者（以下この項において「製造業者等」という。）が、第十三条第二項若しくは第十三条の二第二項（これらの規定を第十八条第二項（第二十三条において準用する場合を含む。）及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第十五条から第十七条まで若しくは第十九条（これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の五、第二十条の二、第二十一条（第二十三条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項若しくは第三項、第五十八条、第七十七条の三第一項、第七十七条の四第一項、<u>第七十七条の四の二、第七十七条の四の三</u>若しくは第七十七条の五第一項若しくは第三項から第六項までの規定又は第七</p>

は第七十一条、第七十二条第一項、第七十二条の三、第七十三条若しくは第七十五条第一項に基づく命令若しくは第七十七条の四第二項に基づく指示を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第二項、第七十二条の二、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条、第七十七条の四の二及び第八十一条の二において同じ。）は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項の医療用具の販売業者若しくは賃貸業者（以下この項において「販売業者等」という。）が、第六条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第八条から第九条の二まで（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条（第三十八条及び第四十条において準用する場合を含む。）、第十一条（第三十八条において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項、第二十八条第三項、第二十九条、第三十条第二項第一号、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条第二項、第三十九条の二、第四十五

十一条、第七十二条第一項、第七十二条の三、第七十三条若しくは第七十五条第一項に基づく命令若しくは第七十七条の四第二項に基づく指示を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第二項、第七十二条の二、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項の医療用具の販売業者若しくは賃貸業者（以下この項において「販売業者等」という。）が、第六条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第八条から第九条の二まで（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条（第三十八条及び第四十条において準用する場合を含む。）、第十一条（第三十八条において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項、第二十八条第三項、第二十九条、第三十条第二項第一号、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条第二項、第三十九条の二、第四十五条、第四十六条第一項若しくは第四項、第四十九条、第七十七条の三若

条、第四十六条第一項若しくは第四項、第四十九条、第七十七条の三、第七十七条の四の二若しくは第七十七条の五第三項、第五項 若しくは第六項の規定又は第七十二条第二項、第七十二条の二、第七十三条、第七十四条若しくは第七十五条第一項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所 その他当該販売業者等が医薬品又は医療用具を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3\_6 (略)

(緊急命令)

第六十九条の二 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者、医療用具の賃貸業者、国内管理人、第七十七条の五第四項の委託を受けた者又は薬局開設者に対して、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の販売若しくは授与又は医療用具の賃貸を一時停止すること、当該医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具による保健衛生上の危害を受けるおそれのある者に対し当該保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な情報を提供することその他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための応急の

しくは第七十七条の五第三項、第五項若しくは第六項の規定又は第七十二条第二項、第七十二条の二、第七十三条、第七十四条若しくは第七十五条第一項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売業者等が医薬品又は医療用具を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3\_6 (略)

(緊急命令)

第六十九条の二 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者、医療用具の賃貸業者、国内管理人、第七十七条の五第四項の委託を受けた者又は薬局開設者に対して、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の販売若しくは授与又は医療用具の賃貸を一時停止することその他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための応急の措置を採るべきことを命ずることができる。

(廃棄等)

措置を採るべきことを命ずることができる。

(廃棄等)

第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療用具、同項の規定に違反して販売され、賃貸され、若しくは授与された医療用具、第四十四条第三項、第五十五条（第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）、第五十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条第二項（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具、第七十四条の二第一項（第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により製造又は輸入の承認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収、これらの医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具又は不良な原料若しくは材料による公衆衛生上の危険による被害を受けるおそれのある者に対する当該被害の発生を防止するために必要な情報の提供その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長

第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療用具、同項の規定に違反して販売され、賃貸され、若しくは授与された医療用具、第四十四条第三項、第五十五条（第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）、第五十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条第二項（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具、第七十四条の二第一項（第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により製造又は輸入の承認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることが

は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、当該物による公衆衛生上の危険による被害を受けるおそれのある者に対し当該被害の発生を防止するために必要な情報を提供させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

### 3 (略)

#### (危害防止措置等)

第七十七条の四 の二 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を業務上取り扱う者は、次の各号に掲げる場合には、当該医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具による公衆衛生上の危険の発生を防止するため、直ちに、その旨を厚生労働大臣又は都道府県知事に報告するとともに、当該医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具により危害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な措置を採らなければならない。ただし、当該医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具による公衆衛生上の危険が発生するおそれがないときは、この限りでない。

一 その販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列した医薬品が、第四十三条第一項の規定により販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列することが禁止されている医薬品に該当することを知つたとき。

二 その販売し、賃貸し、授与し、又は販売、賃貸若しくは授与の目的で陳列した医療用具が、第四十三条第二項の規定により販売し、賃貸し、授与し、又は販

できる。

### 3 (略)

売、賃貸若しくは授与の目的で陳列することが禁止されている医療用具に該当することを知つたとき。

三 その販売し、又は授与した医薬品が、第四十四条第三項に規定する毒薬又は劇薬に該当することを知つたとき。

四 その販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列した医薬品、医薬部外品又は化粧品が、第五十五条、第五十六条又は第五十七条第二項（これらの規定を第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当することを知つたとき。

五 その販売し、賃貸し、授与し、又は販売、賃貸若しくは授与の目的で陳列した医療用具が、第六十四条において準用する第五十五条又は第六十五条に規定する医療用具に該当することを知つたとき。

六 その製造し、又は輸入した医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具が、第七十四条の二第一項（第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により製造又は輸入の承認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具に該当することを知つたとき。

（緊急措置等）

第七十七条の四 の三 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者は、その製造し、又は輸入した医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具による重大な保健衛生上の危害が発生する急迫した危険があることを知つたとき（前条各号に掲げる場合を除

く。）は、当該医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具による重大な保健衛生上の危害を防止するため、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告するとともに、医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者又は当該医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具により危害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な措置を採らなければならない。

(副作用等の報告)

第七十七条の四の四 (略)

(回収の報告)

第七十七条の四の五 (略)

(事務の区分)

第八十一条の三 第二十条第一項及び第二項（これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。）、同条第三項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条、第七十二条第一項並びに第七十七条の四の二の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一\_十 (略)

十の二 第七十七条の四の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(副作用等の報告)

第七十七条の四の二 (略)

(回収の報告)

第七十七条の四の三 (略)

(事務の区分)

第八十一条の三 第二十条第一項及び第二項（これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。）、同条第三項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一\_十 (略)

十の三 第七十七条の四の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一\_十四 (略)

2 (略)

第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第八十四条（第十二号及び第十三号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第八十四条（第十二号及び第十三号に係る部分を除く。）、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条又は第八十八条 各本条の罰金刑

十一\_十四 (略)

2 (略)

第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条又は第八十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次  第一章_第五章 (略)  第五章の二 <u>危険等防止の措置及び命令</u> ( <u>第四十二条の四の二_第四十二条の七</u> )	目次  第一章_第五章 (略)  第五章の二 <u>危険等防止命令</u> ( <u>第四十二条の五</u> )  第六章・第七章 (略)

第六章・第七章 (略)

附則

第五章の二 危険等防止の措置及び命令

(危険等防止措置等)

第四十二条の四 の二 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、その販売した電気用品が、技術基準に適合しないことを知つた場合において、当該電気用品による危険 又は障害が発生するおそれがあるときは、当該電気用品による危険又は障害の発生を防止するため、直ちに、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済 産業大臣に報告するとともに、当該電気用品の使用に伴い発生する危害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な措置をとらなければならぬ。

2 前項の規定は、同項に規定する者が第二十七条第二項各号に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

(危険等防止命令)

第四十二条の五 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、当該電気用品の使用に伴い発生する危害を受けるおそれのある者に対し当該電気用品による危険又は障害の発生を防止するために必要な情報を提供すること、販売した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止

附則

第五章の二 危険等防止命令

(危険等防止命令)

第四十二条の五 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一・二 (略)

するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一・二 (略)

(緊急措置等)

第四十二条の六 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造し、又は輸入した電気用品の欠陥により人の生命又は身体について重大な危害が発生する急迫した危険があることを知つたとき（第四十二条の四の二に規定する場合を除く。）は、当該危害の発生を防止するため、直ちに、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に報告するとともに、当該電気用品の使用に伴い発生する危害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な措置をとらなければならない。

(緊急命令)

第四十二条の七 経済産業大臣は、電気用品の欠陥により人の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該電気用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造し、又は輸入した当該電気用品の使用に伴い発生する危害を受けるおそれのある者に対し当該危害の発生を防止するために必要な情報を提供すること、その製造し、又は輸入した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による人の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきこ

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一\_五 (略)

<p><u>とを命ずることができる。</u></p> <p>第五十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一_五 (略)</p> <p>六 <u>第四十二条の五又は第四十二条の七</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一_五 (略)</p> <p>六 <u>第四十二条の四の二第一項、第四十二条の六又は第四十五条第一項若しくは第二項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>七・八 (略)</p>	<p>六 第四十二条の五の規定による命令に違反した者</p> <p>第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一_五 (略)</p> <p>六 <u>第四十五条第一項又は第二項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>七・八 (略)</p>
--	---

○ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節_第四節 (略)</p> <p>第五節 <u>危害防止の措置及び命令（第三十条の二_第八十条）</u></p> <p>第三章 雑則（<u>第八十一条_第九十六条</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節_第四節 (略)</p> <p>第五節 <u>危害防止命令（第三十一条_第八十一条）</u></p> <p>第三章 雑則（<u>第八十二条_第九十六条</u>）</p>

の二)

第四章 (略)

附則

第五節 危害防止の措置及び命令

(危害防止措置等)

第三十条の二 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、その販売した特定製品が、技術基準に適合しないことを知った場合において、当該特定製品により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあるときは、当該特定製品による危害の発生を防止するため、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告するとともに、当該特定製品により危害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な措置をとらなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者が第四条第二項各号に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

(危害防止命令)

第三十一条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、当該危害を受けるおそれのある者に対し当該危害の発生を防止するために必要な情報を提供すること、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品

の二)

第四章 (略)

附則

第五節 危害防止命令

(危害防止命令)

第三十一条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一・二 (略)

第三十二条から第八十条まで 削除

### 第三章 雑則

(緊急措置等)

第八十一条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造し、又は輸入した消費生活用製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生する急迫した危険があることを知ったとき（第三十条の二に規定する場合並びに政令で定める場合を除く。）は、当該消費生活用製品による重大な危害の発生を防止するため、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告するとともに、当該消費生活用製品により危害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な措置をとらなければならない。

(緊急命令)

第八十二条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定める場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係るその製品により危害を受けるおそれのある者に対し

一・二 (略)

第三十二条から第八十一条まで 削除

### 第三章 雑則

(緊急命令)

第八十二条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定める場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係るその製品の回収を図ることその他その製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

当該危害の発生を防止するために必要な情報を提供すること、その製造又は輸入に係るその製品の回収を図ることその他その製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第九十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第四条第二項(第三号を除く。)の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理、同章第三節の規定による認定検査機関の認定、同章第四節の規定による承認検査機関の承認、第三十条の二及び第八十一条の規定による報告、第三十一条及び第八十二条の規定による命令、第八十三条の規定による報告の徴収、第八十四条第一項及び第二項の規定による立入検査、第九十二条の申請並びに第九十三条の規定による申出に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

2 (略)

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一\_五 (略)

六 第三十条の二第一項、第八十一条又は第八十三条の規定による報告をせず、又

(主務大臣及び主務省令)

第九十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第四条第二項(第三号を除く。)の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理、同章第三節の規定による認定検査機関の認定、同章第四節の規定による承認検査機関の承認、第三十一条及び第八十二条の規定による命令、第八十三条の規定による報告の徴収、第八十四条第一項及び第二項の規定による立入検査、第九十二条の申請並びに第九十三条の規定による申出に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

2 (略)

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一\_五 (略)

六 第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七・八 (略)

は虚偽の報告をした者	
七・八 (略)	

○ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（事業者の措置等）</u></p> <p><u>第五条の二 第 四条第一項又は第二項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、その販売し、又は授与した家庭用品がその基準に適合しないことを知つた場合において、当該家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるときは、当該被害の発生を防止するため、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣又は都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。）に報告するとともに、当該被害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭用品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る家庭用品に含有される物質に起因する人の健康に係る重大な被害が発生する急迫した危険があることを知つたとき（前項に規定する場合を除く。）は、当該被害の発生を防止するため、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣又は都道府県知事に報告する</u></p>	

とともに、当該被害を受けるおそれのある者に対し必要な情報を提供することその他の必要な措置をとらなければならない。

(回収命令等)

第六条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第四条第一項又は第二項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者がその基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合において、当該被害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その者に対し、当該被害を受けるおそれのある者に対し当該被害の発生を防止するために必要な情報を提供すること、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、当該被害を受けるおそれのある者に対し当該被害の発生を防止するために必要な情報を提供すること、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

(回収命令等)

第六条 厚生労働大臣又は都道府県知事  
(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下この条及び次条において同じ。)は、第四条第一項又は第二項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者がその基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合において、当該被害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

(事務の区分)

(事務の区分)

第八条 第五条の二、第六条及び前条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第十一条 第五条の二又は第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十条 一億円以下の罰金刑

二 前条 同条の刑

第八条 第六条及び前条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第十一条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。